

# 令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方

## 1 本人に関する事項

申告する人の1月1日現在の住所（1月2日以後に転居した人は現住所も記入）、氏名、生年月日、電話番号、個人番号（12桁のマイナンバー）をご記入ください。

## 2 収入・所得金額

所得の種類ごとに、前年1年間（1月1日から12月31日まで）の収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を計算します。（1円単位（1円未満切り捨て）まで計算して記入してください。）

所得の種類	内容	必要経費等	所得の求め方
ア 営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、飲食業その他の営業等から生じる所得	売上原価、租税公課、地代・家賃、給与・賃金、減価償却費 など	収入金額 - 必要経費
イ 農業	農作物の生産、農家が兼営する家畜などの飼育などの事業から生ずる所得	種苗・肥料・防虫費など、飼料費、雇人費、租税公課、農具・果樹等の減価償却費 など	
ウ 不動産	地代、家賃、土地や建物の権利金、船舶の貸付料などによる所得	修繕費、火災・損害保険料、租税公課、減価償却費、管理費、借入金の利子 など	収入金額 = 所得金額
エ 利子	所得税が源泉徴収されない預金等の利子など（例・国外で支払われる預金等の利子）	なし	
オ 配当	株式又は出資の配当や剰余金の分配など	株式の取得、出資のために借り入れた負債の利子	収入金額 - 負債の利子
カ 給与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費	給与所得控除額	下記（別表1）参照
キ 公的年金等	国民年金、厚生年金など	公的年金等控除額	下記（別表2）参照
ク 業務	原稿料、講演料など	売上原価、その年に生じた費用など	収入金額 - 必要経費
ケ その他	個人年金、互助年金など	その年に生じた費用など	収入金額 - 必要経費
コ 短期	土地、建物、株式、機械、特許権などの譲渡による所得 ※	購入代金、設備費、改良費などの取得費 仲介手数料、測量費、印紙代、立送料などの譲渡費用	収入金額 - (取得費+譲渡費用) - 特別控除額
サ 長期	懸賞金、競馬等の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など	収入を得るために支出した金額	収入金額-支出した金額 - 特別控除額(上限50万円) ×1/2

※ 総合課税の譲渡所得に適用する特別控除額（上限50万円）は、まず短期譲渡所得に適用し、残額を長期譲渡所得と合算し、総合譲渡・一時所得欄（申告書⑩）に記入します。

### （別表1）給与所得金額の速算表（小数点以下切捨て）

給与の収入金額	給与の所得金額（所得金額調整控除適用前）
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4 (千円未満端数切捨て)×A A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円

（所得金額調整控除）

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合  
ア. 本人が特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する  
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する  
〔給与等の収入金額（上限1,000万円）-850万円〕×10%
- 給与所得控除の給与等の金額と公的年金等雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合※  
給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）+公的年金等の雑所得の金額（上限10万円）-10万円  
※①の適用がある場合は①により控除した残額から控除します。

### （別表2）公的年金等に係る雑所得の速算表（小数点以下切捨て）

受給者の年齢	令和5年中の公的年金等の収入金額の合計 (ア)	公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下	公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下	公的年金等雑所得以外の合計所得金額が2,000万円超
65歳以上 (昭和34年1月1日以前生まれ)	330万円以下	(ア)-110万円	(ア)-100万円	(ア)-90万円
	330万円超 410万円以下	(ア)×75%-27万5千円	(ア)×75%-17万5千円	(ア)×75%-7万5千円
	410万円超 770万円以下	(ア)×85%-68万5千円	(ア)×85%-58万5千円	(ア)×85%-48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(ア)×95%-145万5千円	(ア)×95%-135万5千円	(ア)×95%-125万5千円
1,000万円超	(ア)-195万5千円	(ア)-185万5千円	(ア)-175万5千円	
65歳未満 (昭和34年1月2日以降生まれ)	130万円以下	(ア)-60万円	(ア)-50万円	(ア)-40万円
	130万円超 410万円以下	(ア)×75%-27万5千円	(ア)×75%-17万5千円	(ア)×75%-7万5千円
	410万円超 770万円以下	(ア)×85%-68万5千円	(ア)×85%-58万5千円	(ア)×85%-48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(ア)×95%-145万5千円	(ア)×95%-135万5千円	(ア)×95%-125万5千円
1,000万円超	(ア)-195万5千円	(ア)-185万5千円	(ア)-175万5千円	

# 【見本】令和6年度 市民税・県民税申告書

令和6年度 市民税・県民税申告書

1月1日の住所 <b>鎌倉市御成町18番10号</b>	電話番号 <b>0467 (23) 3000</b>
現住所 フリガナ <b>カマクラ イチロウ</b>	個人番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●
氏名 <b>鎌倉 一郎</b>	生年月日 明・大 ●●●●年●●月●●日 <b>25年 3月 1日</b>
事務 大 玉 提出 家庭用	短理欄 藤 深 郵送 株式

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(a) 支払った医療費等	(b) 保険金等で補填される金額	(c) 差引金額(a)-(b)
112,000円		112,000円

4 収入金額等

事業	営業等	ア							
営業等	イ								
農業	イ								
不動産	ウ	2	5	0	0	0	0	0	0
利子	エ								
配当	オ								
給与	カ	1	5	0	0	0	0	0	0
公的年金等	キ	3	5	2	9	1	7	5	
業務	ク								
その他	ケ	5	0	0	0	0	0	0	0
短期	コ	241							
長期	カ	213							
一時	シ								
雑損控除	140	⑬							
医療費控除	141	⑭							
社会保険料控除	143	⑮							
小規模企業共済等掛金控除	144	⑯							
生命保険料控除	⑰								
地震保険料控除	⑱								
寡婦・ひとり親控除	280	⑲							
障害者控除	281	⑳							
配偶者控除	㉑								
配偶者特別控除	152	㉒							
扶養控除	㉓								
基礎控除	283	㉔							
合計	155	㉕	2	4	4	0	4	2	8

5 所得から差し引かれる金額（住民税算出額）

雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除	寡婦・ひとり親控除	障害者控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除	合計
140	141	143	144	⑰	⑱	280	281	㉑	152	㉓	283	155

6 所得から差し引かれる金額（住民税算出額）

雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除	寡婦・ひとり親控除	障害者控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除	合計
140	141	143	144	⑰	⑱	280	281	㉑	152	㉓	283	155

7 給与所得以外の納税方法

1 給与から差引き（特別徴収）	2 自分で納付（普通徴収）
-----------------	---------------

## 前年収入がなかった人（遺族・障害年金のみの人を含む）

前年収入がなかった人は、申告書裏面の「17 前年収入がなかった人に関する事項」欄に前年の生活状況等をご記入ください。扶養親族がいる場合及び寡婦（ひとり親）や障害者に該当する場合は、申告書表面左部⑰～⑳の該当する欄に必要事項をご記入ください。

※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業等給付などの収入は非課税所得のため、これらの収入のみであった人は、収入がなかった人に該当します。

17 前年収入がなかった人に関する事項

次の者から扶養又は援助を受けていた	住所 <b>〇〇県 〇〇市 〇〇1-1-1</b>	氏名 <b>鎌倉 太郎</b>	続柄 <b>父</b>
学生で所得がなかった	学校名学部名等 <b>〇〇大学</b>	卒業予定 <b>R5 年 3 月</b>	
遺族年金・障害年金等を受けていた	<input checked="" type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金		
前年の生活状況を記入してください（該当項目の口をチェック）	<input checked="" type="checkbox"/> 預金等たくわえに生活 <input type="checkbox"/> 病気療養中 <input type="checkbox"/> 生活保護を受けていた <input type="checkbox"/> 雇用保険等の給付を受けていた <input type="checkbox"/> その他（ ）		

## 3 所得から差し引かれる金額

障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生・配偶者・配偶者特別・扶養控除は前年12月31日の現況で判定します。

ただし、配偶者その他の扶養親族が前年中に死亡した場合、死亡時の現況で判定します。社会保険料等の支払いを理由にする控除はあなたが払ったものに限ります。（所得から差し引かれる金額については、1円単位（1円未満切り上げ）まで計算してください。）

控除	内 容	要 件 ・ 控 除 額
⑨ 雑 損	あなたが、生計を一にする配偶者その他の親族（前年の総所得金額額等が48万円以下）が災害や盗難、横領により損害を受けた場合	①損害金額-保険等により補てんされた額-（総所得金額等×10%） ②(災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-50,000円 ※①②のいずれか多い方の額
⑩ 医療費	あなたが、生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 ※①又は②のどちらかを選択して申告することができます。 ①は従来の医療費控除 ②は薬局等で購入した特定一般用医薬品等の医療費控除	①一般の医療費控除（限度額200万円） 支払った医療費-保険等により補てんされた額 - ② ア イのいずれか少ない方の額 ア 総所得金額等の5% イ 10万円 ②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 特定一般用医薬品の額-保険等により補てんされた額-12,000円（限度額88,000円） 詳しくは裏面「医療費控除」をご覧ください。
⑪ 社会保険料	あなたが、生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合	支払った保険料の合計額
⑫ 小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法の年金加入者掛金（企業型・個人型）を支払った場合	支払った掛金の合計額
⑬ 生命保険料	あなたが、生計を一にする配偶者その他の親族の生命保険契約に係る保険料、個人年金契約に係る保険料、及び介護医療契約に係る保険料を支払った場合	平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る保険料（新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料）と、平成23年12月31日以前に締結した保険料等に係る保険料（旧生命保険料、旧個人年金保険料）は、生命保険料の計算方法が異なります。 ※新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。裏面「生命保険料控除表」より計算できます。
⑭ 地震保険料	地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	裏面「地震保険料控除表」より計算した額。
⑮ 寡 婦 ・ ひとり親	【寡婦に該当する人】 以下の①または②に該当し、ひとり親に該当しない人 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人で夫が生死不明な人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人	①寡婦 28万円 ②ひとり親 30万円 ※あなた又は同一世帯に属する者の住民票の続柄に「夫（未聞）」、「妻（未聞）」と記載がある人は対象外です ※寡婦又はひとり親は、どちらかのみを控除として申告できます
⑯ 障 害 者	【ひとり親に該当する人】 婚姻歴や性別に関わらず、現に婚姻をしていない人で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人	①障害者 28万円 身体障害者、戦傷病者、精神障害者保険福祉手帳の発行を受けている人など ②特別障害者 30万円 特別障害者である人（身体1.2級、精神1級、療育A1.A2など） ③同居特別障害者 53万円 特別障害者である同一生計配偶者その他の扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のあなたと同居を常としている場合
⑰ 勤労学生	あなたが勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、勤労による収入が10万円以下である場合	28万円
⑱ 配 偶 者	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下）を有する場合	下表参照 ※（青色）事業専従者や他の人に扶養されている人は除きます
⑲ 配 偶 者 特 別	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円超148万円以下）を有する場合	納税義務者本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円超 950万円以下 950万円以下 1,000万円以下 S28.1.2以降生まれの配偶者 33万円 22万円 11万円 S28.1.1以前生まれの配偶者 38万円 26万円 13万円
⑳ 扶 養	あなたが、生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき。 ※（青色）事業専従者や他の人に扶養されている人は除きます 控除額：①特定扶養親族（平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ） ②老人扶養親族（昭和28年1月1日以前生まれ） ③同居老親等扶養親族（②のうち、同居している直系尊属） ④年少扶養親族（平成20年1月2日以降生まれ） ⑤留学生 ⑥障害者 ⑦あなたから生活費又は教育費として年30万円以上受けている者	45万円 38万円 45万円 0円 33万円
㉑ 基 礎	合計所得金額が2,500万円以下の人に適用される控除	納税義務者の合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 2,500万円超 48万円 22万円 15万円 0円



## 控除額計算

### 4 医療費控除

前年1年間の支出等にもとづき該当する項目に支払金額等の必要事項をご記入ください。あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費等が対象です。従来の医療費控除と、健康の保持増進への一定の取組みを行う人が支払った「特定一般用医薬品等購入費」を対象とする「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」のうちいずれか一方を選択して申告できます。 ※申告にあたっては、医療費の額・診療を受けた者の氏名・診療を行った病院等の名称を一覧にした「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。

⑭ 医療費控除		(a) 支払った医療費等	(b) 保険金等で補填される金額	(c) 差引金額(a)－(b)			
	①	円	②	円	③	円	
	一般	総所得等が200万円以上の人 控除額 (c)－10万円		総所得等が200万円未満の人 (d) 総所得等の5% 控除額 (c)－(d)	④	円	
特例	⑦	セルフメディケーション税制の適用を選択する場合は左の□に「1」と記入		特例控除額 (c)－12,000円	上限88,000	⑧	円

<b>医療費控除の記入方法</b>		
①に支払った医療費の金額を記入	②に保険金等で補填された金額を記入	
③に①から②を引いた金額を記入	④に③から10万円を引いた残りの金額を記入	
<b>【総所得金額等が200万円以上の人】</b>	④に③から10万円を引いた残りの金額を記入	
<b>【総所得金額等が200万円未満の人】</b>	⑤に総所得金額等の5%の金額を記入	⑥に③から⑤を引いた金額を記入
<b>セルフメディケーション税制の記入方法</b> (上限88,000円)		
①に支払った医療費の金額を記入	②に保険金等で補填された金額を記入	
③に①から②を引いた金額を記入	⑦に「1」と記入	⑧に③から12,000円を引いた額を記入

### 5 生命保険料・地震保険料控除

#### 生命保険料控除表

生命保険料控除額は、下の表により計算します。平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料（新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料）と、平成23年12月31日以前に締結した保険料等に係る保険料（旧生命保険料、旧個人年金保険料）は、生命保険料額の計算方法が異なります。 ※新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

新生命保険料の支払額	円	左の金額を下の <b>計算式Ⅰ</b> に当てはめて計算した金額	①	(限度額8,000円)	計 (①+②)	③	(限度額8,000円)
旧生命保険料の支払額	円	左の金額を下の <b>計算式Ⅱ</b> に当てはめて計算した金額	②	(限度額5,000円)	②と③のいずれか大きい金額	イ	
新個人年金保険料の支払額	円	左の金額を下の <b>計算式Ⅰ</b> に当てはめて計算した金額	④	(限度額8,000円)	計 (④+⑤)	⑥	(限度額8,000円)
旧個人年金保険料の支払額	円	左の金額を下の <b>計算式Ⅱ</b> に当てはめて計算した金額	⑤	(限度額5,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額	ロ	
介護医療保険料の支払額	円				左の金額を下の <b>計算式Ⅰ</b> に当てはめて計算した金額	ハ	(限度額8,000円)
計算式Ⅰ（新保険料用）		計算式Ⅱ（旧保険料用）		生命保険料控除額（イ+ロ+ハ） (限度額70,000円)			
支払額	控除額の計算式	支払額	控除額の計算式				
～12,000円	支払保険料の全額	～15,000円	支払保険料の全額				
12,001円～32,000円	支払保険料×2分の1+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×2分の1+7,500円				
32,001円～56,000円	支払保険料×4分の1+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×4分の1+17,500円				
56,001円～	28,000円(限度額)	70,001円～	35,000円(限度額)				

#### 地震保険料控除表

地震保険料は、下の表により計算します。1つの契約で地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、いずれか一方を選択し申告してください。
**地震保険料支払額を申告書「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㊸へ、地震保険料控除額を申告書「4. 所得から差し引かれる金額（住民税算出額）」の㊸へ記入してください。**

地震保険料の支払額	A	円	旧長期損害保険料の支払額	B	円	
	(限度額25,000円)		(限度額10,000円)		<b>地震保険料控除額</b> (限度額25,000円)	
地震保険料控除額	$\left( \begin{array}{l} \text{Aの金額} \\ \times 1/2 \end{array} \right. \left. \times \begin{array}{l} \text{Bの金額} \\ (\text{Bの金額が5,000円を超える場合は} \\ \text{B} \times 1/2 + 2,500\text{円}) \right)$		$\left( \begin{array}{l} \text{円} \end{array} \right)$			=

## 6 「㊸配偶者控除」「㊸配偶者特別控除」「㊸扶養控除」欄

配偶者や扶養親族の氏名、生年月日、続柄、障害者手帳等を持っている場合はその区分、同居・別居の状況等をご記入ください。

㊸ 扶養控除（配偶者以外）	1	氏名（カタカナ）		生年月日	明・大・昭 平・令	障害	身体・精神 療育	続柄	級・度	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	確	
		個人番号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		控除額		万円								
	2	氏名（カタカナ）		生年月日	明・大・昭 平・令	障害	身体・精神 療育	続柄	級・度	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	確	
		個人番号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		控除額		万円								
	3	氏名（カタカナ）		生年月日	明・大・昭 平・令	障害	身体・精神 療育	続柄	級・度	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	確	
		個人番号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		控除額		万円								
	4	氏名（カタカナ）		生年月日	明・大・昭 平・令	障害	身体・精神 療育	続柄	級・度	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	確	
		個人番号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		控除額		万円								
別居の扶養親族等の氏名及び住所 住所												

※「配偶者控除」は、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合に受けられます。
※「配偶者特別控除」は、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に受けられます。配偶者特別控除を受けるときは、配偶者の合計所得金額を必ずご記入ください。
※あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合は、「同一生計配偶者」にチェックをしてください。（配偶者控除は受けられません。）
※配偶者控除と配偶者特別控除を同時に受けることはできません。
※「扶養控除」は、扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下である場合に受けられます。
※事業専従者や他の人の扶養親族（同一生計配偶者含む）である人はあなたの控除となりません。
※16歳未満の扶養親族は控除になりませんが、非課税判定等に関わるため必ずご記入ください。
※国外居住親族にかかる配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除の適用を受ける場合、16歳以上30歳未満又は70歳以上の者は「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要となります（源泉徴収票に記載がある場合は不要）。30歳以上70歳未満の国外居住親族はその他に「留学ビザ等書類」や「38万円送金書類」（外国語で作成されている場合はその和訳文）が必要となります。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

## 税額控除

#### 住宅ローン控除(表面 6の欄に記入、年末調整、確定申告で申告済みの人は申告不要)

平成21年から令和7年までに居住を開始した人で、前年の所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、以下の方法で求めた金額が市民税・県民税から控除されます。（市3/5・県2/5）

<b>A</b> 右のB以外 次の1又は2のいずれか少ない金額(限度額97,500円) 1 住宅ローン控除可能額－所得税額 2 所得税の課税総所得金額等の5%	<b>B</b> 平成26年4月から令和3年12月末に居住を開始し、住宅の対価等に含まれる消費税の税率が8%又は10% 次の1又は2のいずれか少ない金額(限度額136,500円) 1 住宅ローン控除可能額－所得税額 2 所得税の課税総所得金額等の7%
--	--

※特別特例取得または特例特別特例取得の場合で令和4年末までに居住開始の場合はBを適用

#### 寄附金税額控除（表面 5の該当する欄に支払額を記入、領収書の添付・掲示要）

前年中に次の寄附金を支払った場合、一定の方法により計算した金額が市民税・県民税から控除されます。該当する欄に「支払額」をご記入ください。

- ①都道府県、市区町村への寄附金（ふるさと納税）
③神奈川県が条例で指定する寄附金
②神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川支部への寄附金
④鎌倉市が条例で指定する寄附金

都道府県・市区町村分 (特例控除対象)	①	円	神奈川県条例指定分	⑤	円
神奈川県共同募金会 日赤神奈川県支部 都道府県・市区町村分 (特例控除対象以外)	②	円	鎌倉市条例指定分	④	円

#### 外国税額控除（外国の所得税等が分かる書類の添付・掲示要）

外国で所得税や市民税・県民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により算出した額が所得割から控除されます。確定申告せずに外国税額控除を申告する場合は別途明細書が必要です。詳しくは市民税課までお問合せください。
※確定申告で外国税額控除を申告済みの人は申告不要です。

## 税率

市民税・県民税には、均等の負担となる均等割と所得に応じた負担となる所得割があります。

所得割（課税標準額×右の税率）	区分		市民税	県民税	
	<b>総所得分</b>			<b>6%</b>	<b>4.025%</b>
	短期	一般の譲渡		5.4%	3.6%
		国・公共団体への譲渡		3%	2%
	長期	一般の譲渡		3%	2%
		優良住宅地(特定)	2,000万円以下	2.4%	1.6%
			2,000万円超	3%—12万円	2%—8万円
		居住用財産(軽課)	6,000万円以下	2.4%	1.6%
	6,000万円超		3%—36万円	2%—24万円	
	一般株式等の譲渡等		3%	2%	
	上場株式等の譲渡等		3%	2%	
	上場株式等の配当等		3%	2%	
先物取引		3%	2%		
均等割額	市民税	県民税	・水源環境保全税として、県民税の所得割に0.025%、均等割に300円が加算されています。		
	<b>3,000円</b>	<b>1,300円</b>			

※次の①又は②に該当する人は、市民税均等割額が3,000円から1,500円に軽減されます。
① 同一生計配偶者又は扶養親族（※）とされており、かつ、均等割が課税される人
② ①に該当する人を2人以上扶養している人
※年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る

令和6年度から均等割とあわせて森林環境税が課税されます。

森林環境税	国税	・均等割りの納税義務者には国税として森林環境税の1,000円が上乘せされます。
	<b>1,000円</b>	

<市民税・県民税が非課税となる人>

- (1) 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し前年の合計所得金額が135万円以下の人、又は1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は、「全額が非課税」となります。
(2) 前年の所得金額が次の額以下の人 は、「全額が非課税」又は「所得割のみ非課税」となります。

非課税範囲	判定基準となる所得	扶養親族がいない人	扶養親族がいる人
全額	合計所得金額（※1）	45万円	35万円×（1＋同一生計配偶者及び扶養親族（※3）の数）＋21万円＋10万円
所得割のみ	総所得金額等（※2）	45万円	35万円×（1＋同一生計配偶者及び扶養親族（※3）の数）＋32万円＋10万円

※1 合計所得金額は、損益通算後の各所得（分離課税される所得は特別控除前の金額）を合算した金額です。

※2 総所得金額等は、合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除を適用した金額です。

※3 年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る

<b>上場株式等の配当等・譲渡所得等の課税方式の統一</b>
令和6年度から、所得税と異なる課税方式が選べなくなり、所得税で選択した課税方式で課税されます。 <p>上場株式等の配当等、譲渡所得等を申告する場合、その所得は合計所得金額に算入されます。その結果、国民健康保険料などの各種保険料が上がったり、当該申告をした人を同一生計配偶者又は扶養親族として申告できなくなる場合がありますのでご注意ください。</p>

#### 「所得・控除を証明する書類」の添付又は掲示について

次の書類を添付書類台紙に貼り付けて申告書とともに提出するか、又は申告時に提示してください。

- ①給与所得者及び年金所得者は、支払者が発行する源泉徴収票
②その他の収入がある人は、収入及び必要経費が分かるもの
③各種控除に必要な証明書、領収書等〔医療費控除の明細書（セルフメディケーション税制を選択する場合は、セルフメディケーション税制の明細書）、社会保険料の支払額が分かる書類（国民年金保険料は納付済額のお知らせ又は領収書）、小規模企業共済等掛金、生命保険料・地震保険料の控除証明書、寄附金の領収書、在学証明書など〕
※障害者手帳を持っていない人でも、65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人など、一定の要件に該当する人は「障害者控除対象者認定書」を提出することで障害者控除を受けることができます。認定要件や認定書の発行について詳しくは「高齢者いきいき課 TEL 61-3899」へ

<b>市ホームページで市民税・県民税申告書を作成し郵送提出できます</b>
市ホームページの「 <b>申請書等ダウンロードサービス</b> 」⇒「 <b>税関係</b> 」⇒「 <b>市民税・県民税申告書</b> 」⇒表示されたページの <b>住民税試算システム</b> からアクセス。 <p>または右のQRコードからアクセス</p>

